

離島割引カード

鹿児島県離島航空路線航路及び（船）運賃において、離島住民（住民登録をしている方）を対象に「鹿児島県離島割引カード」を発行し、航空運賃の割引制度を導入しております。割引を受けるには、航空券または乗船券を購入する際に離島割引カードの提示が必要です。また、飛行機や船へ搭乗する際にも必要となる場合がありますので、ご利用の場合は離島割引カードの携帯をお願いします。提示がない場合は、通常料金となります。

※他の割引運賃との重複利用はできません。

● 適用路線・利用条件

適用路線・・・

日本エアークミューター（JAC）鹿児島空港発着の離島路線及び離島間路線
鹿児島～奄美～沖縄航路（与論まで）
鹿児島～喜界～知名航路

利用条件・・・

「鹿児島県離島航空割引カード」を所持する離島居住者の方

申請するところ・・・

伊仙町役場窓口（くらし支援課）

申請できる人・・・

伊仙町に住民登録をしている方（0歳以上）

持参するもの・・・

1. 写真（上半身縦3cm横2.5cm）

※申請（更新）前6ヶ月以内に撮影したもの。

2. 氏名・住所が確認できる書類（健康保険証、免許証等）

有効期限・・・

カードを発行した日から3年間

※有効期限が切れて、通常料金となる場合もあるので、ご注意ください。

割引率（航空運賃）および割引額（船運賃）について

詳細については、各航空会社・船舶の運航会社にお問い合わせください。

【航空運賃】（徳之島発着分のみ掲載）

航空路線	普通運賃からの割引率
普通運賃からの割引率	約54%
徳之島～奄美大島	約54%

【航路運賃】（徳之島発着分のみ掲載）

航路	普通運賃からの割引額（片道）
亀徳港～鹿児島港	2,400円
亀徳港～古仁屋港	600円
亀徳港～名瀬港	
亀徳港～和泊港	
亀徳港～与論港	

● その他

・更新及び破損、汚損、記載事項変更等による再発行の場合は、現在、所持されている離島航空割引カードを市町村に返却してください。

・紛失による再発行の場合で、後日離島航空割引カードを見つけられた場合は、速やかに市町村に返却してください。

* 離島割引カード利用による予約などについては下記リンクよりご確認ください。

・ JAL離島割引カード外部リンク

https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/fare/rule/r_ritowaribiki.html